

## 石川県木材業者登録規程

(総 則)

第1条 木材業者登録の実施は木材業者登録規約（以下「規約」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 規約における木材業者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 所有者の委託又は請負等によって、素材の生産をする者
- (2) 立木を購入し、立木のまま販売又は素材を生産して販売する者
- (3) 素材を購入し、素材のまま販売又は賃挽き等により製材品を生産若しくは販売をする者
- (4) 素材から製材品を生産し販売する者及び製材品を購入し、販売する者
- (5) 所有者の委託又は素材を生産する者、若しくは製材工場等製材品を生産する者の委託により、素材及び製品を販売する者
- (6) 機械設備をもって素材から、規約第2条第1項に規定する特殊用材を生産若しくは販売する者

(書類の提出期限)

第3条 規約第4条第1項に規定する登録又は更新の申請書及び第7条第1項に規定する登録の変更等の届出は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は事業開始20日前及び更新の申請書は有効期限満了日20日前までに提出するものとする。
- (2) 登録の変更等の届出書は、変更の生じた日から20日以内に提出するものとする。

(登録申請書等の様式)

第4条 登録申請書の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書 別紙1号様式（更新の登録申請書も同一とする。）
- (2) 登録簿 別紙2号様式
- (3) 登録証 別紙3号様式
- (4) 登録証の再交付申請書 別紙4号様式
- (5) 規約第7条の規定による届出
  - (イ) 規約第4条各号に掲げる事項に変更を生じた場合 別紙5号様式
  - (ロ) 事業を廃止した場合 別紙6号様式

(登録料等の納付方法)

第5条 規約第6条の規定による登録料及び登録証再交付手数料は申請を行うとき、現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規程第4条に定める登録申請書、登録証再交付申請書、変

更届等「正副」2通を作成し、申請者が所属する地区支所に提出するものとする。  
ただし、申請をしようとする者が地区支所未加入者等員外業者である場合についても同手続きによるものとする。

2 申請者が2以上の営業所（工場）を有する場合は、主たる営業所において、その地域の地区支所に提出するものとする。

3 登録申請書等を受理した地区支所の代表者は、速やかに申請書等の内容を検討し、意見を付して「正」1通を本産業振興協会に提出し、「副」1通は地区支所の控えとして保存する。

（登録等の取り扱い）

第7条 本産業振興協会は、地区支所代表者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に交付するものとする。

（登録番号）

第8条 登録番号は、本産業振興協会の名称の頭文字を付した一連番号とする。また、更新する場合においても、当初の番号をそのまま用いるものとする。なお、廃業もしくは登録を抹消した場合は欠番とする。

付 則

1. この規程は平成7年6月1日から施行する。
2. 平成20年7月2日一部改正。